

装装保第4208号  
令和5年3月14日  
一部改正 装装保第11797号  
令和5年6月30日  
一部改正 装装保第19889号  
令和6年10月30日  
一部改正 装装保第11693号  
令和7年6月17日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

防衛装備庁長官  
(公印省略)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための  
措置の細部事項について(通知)

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁  
(事)第137号。令和4年3月31日)第10項の規定に基づき、装備品等  
及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項につ  
いて(装装制第77号。令和元年5月7日)の全部を別紙のとおり改正し、令  
和5年4月1日から適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項

1 目的

この細部事項は、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「確保通達」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 意義

この細部事項における用語の意義は、確保通達に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 物別官 調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官をいう。
- (2) 物別室長 調達事業部需品調達官付試作・基盤強化措置室長、調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部輸入調達官付有償援助調達室長をいう。

3 契約への適用

- (1) 要求元は、別に定める保護すべき情報の指定に関するチェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いて、保護すべき情報として指定すべきものの有無等を判断するものとする。なお、当該チェックシートは契約に至る過程が記録された文書として取り扱うものとする。
- (2) 要求元は、確保通達第3項第1号に規定する仕様書を補足する細部資料として、別に定める情報セキュリティ指定書を作成するものとする。
- (3) 要求元は、装備品等及び役務の調達要求に係る書類を契約担当官等に送付する際、併せて記入済みのチェックシートを送付するものとする。
- (4) 送付を受けた契約担当官等は、要求元による保護すべき情報として指定すべきものの有無等の判断の妥当性について、装備品等及び役務の調達要求の内容及び記入済みのチェックシートの内容に照らし点検するものとする。

- (5) 契約担当官等は、確保通達第3項第2号の規定により特約条項を付したときは、特約条項の遵守状況を監査させるため、監査官を指定するものとする。ただし、中央調達については、物別官又は物別室長が監査官を指定することができるものとする。
- (6) 契約担当官等は、別記様式第1を基準として、監査の対象となる契約を監査官の所属長及び装備政策部装備保全管理課長に通知するものとする。ただし、中央調達については、物別官又は物別室長が通知することができるものとする。

#### 4 取扱者名簿

- (1) 確保通達第4項第1号に定めるもののほか、確保通達第4項第1号の取扱者名簿に記載する内容は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 住所
  - イ 業務内容
  - ウ 現在履行中の他の契約での保護すべき情報を取り扱う者としての確認の有無
- (2) 契約担当官等は、防衛関連企業に対し、取扱者名簿について、別記様式第2及び別記様式第2の2を基準として、要求元又は業務上必要と認める者（以下「要求元等」という。）に届け出るよう求めるものとする。
- (3) 要求元等は、防衛関連企業が届け出た取扱者名簿の記載内容について、次の観点から不備がないことを確認した上で、受領するものとし、不備があることを発見した場合には、防衛関連企業に対して再度の提出又は補正を求めるものとする。
  - ア 記載漏れがなく、かつ、記載内容が正確であること。
  - イ 取扱者の保護すべき情報を取り扱う業務内容が明確に記載されていること。
- (4) 要求元は、確保通達第4項第3号に基づき、装備政策部装備保全管理課長に取扱者名簿の記載事項について照会を行う場合には、当該取扱者名簿の写しを送付するものとする。
- (5) 要求元等は、取扱者名簿を受領したときは、別記様式第2の3の取扱者名簿受領書を交付するものとする。
- (6) 契約担当官等及び要求元等は、防衛関連企業に対し保護すべき情報を交付するときは、当該契約に係る取扱者名簿受領書の提示を求めるものとする。

#### 5 保護すべき情報の交付

- (1) 確保通達第5項第1号の保護すべき情報のリスト等は、別記様式第3を基準として作成するものとする。
- (2) 装備品等及び役務の調達に係る職員は、確保通達第5項第1号の規定により保護すべき情報のリスト等を交付した場合は、防衛関連企業に対し、当該保護すべき情報のリスト等に記載された文書又はデータファイルを受領したことが分かるよう記載を求めるものとする。

#### 6 保護すべき情報の下請負者の取扱い申請

契約担当官等は、特約条項第4条第1項の場合は、防衛関連企業に対し、同項に規定する適切な取扱いに必要な事項を別記様式第4の情報セキュリティ対策実施確認書により確認するよう求めるものとする。

#### 7 契約履行後の協議

契約担当官等は、防衛関連企業から特約条項第8条第3項の規定により協議を受けた場合には、その可否について明示的に書面により回答するものとする。

#### 8 システムセキュリティ実装計画書の確認

- (1) 契約担当官等は、防衛関連企業が特約条項付紙第2第5項の規定によりシステムセキュリティ実装計画書の確認を受ける場合は、防衛関連企業に対し、別記様式第5を基準として届け出るよう求めるものとする。
- (2) 特約条項付紙第2第5項の規定によるシステムセキュリティ実装計画書の確認は、装備政策部長が行う。

#### 9 事業計画の確認及び協議

- (1) 契約担当官等は、防衛関連企業が特約条項第9条第1項の規定により申請する場合は、防衛関連企業に対し、別記様式第6を基準として提出するよう求めるものとする。
- (2) 契約担当官等は、確保通達第12項第2号の規定により防衛装備庁長官と協議を行う場合は、別記様式第7を基準とする。
- (3) 前号に規定する協議を行う際は、装備政策部装備保全管理課長と事前調整を行うものとする。

#### 10 適用除外

確保通達第8項第1号の規定による適用除外の調達を行う場合においても、保護すべき情報の取扱いについては、特約条項に準じた契約条項を付す等適

切な措置を契約相手方に求めるものとする。

#### 1 1 準備行為等

- (1) 契約担当官等は、保護すべき情報を取り扱う契約を締結する可能性のある企業から、当該契約を締結した後の契約履行を円滑にするために、事前に特約条項に規定する情報セキュリティ基本方針等その他の事項についての確認等の求めがあった場合には、これを処理することができる。
- (2) 装備品等及び役務の調達に係る職員は、前号の処理について必要な協力を行うものとする。
- (3) 契約担当官等は、第1号の規定により処理した結果を保護すべき情報を取り扱う契約の締結後に利用する際は、処理した時点からの状況の変化等を勘案し、支障がないことを確認するものとする。

#### 1 2 その他

この通知の実施に関し必要な基本的事項は装備政策部長が、この通知の実施に関し必要な事項は装備保全管理課長がそれぞれ定める。

#### 1 3 経過措置

第3項各号に掲げる規定は、令和7年4月1日以降に締結する契約について適用することとし、令和7年3月31日までの間に締結した契約については、なお従前の例によるものとする。

（監査官の所属長）

殿

装備政策部装備保全管理課長

（契約担当官等、物別官、物別室長）

監査の対象となる契約について（通知）

標記について、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について（装装保第4208号。令和5年3月14日）第3項第6号の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

番号	調達要求番号	契約品名	契約相手方名	(選択)※1	納期	担当	備考
			監査対象事業所名	(選択)※2			
1							
2							
3							

添付書類：情報セキュリティ指定書

備考1 宛て先には、関係する監査官の所属する部署等の長を並記する。

備考2 監査対象事業所名は、保護すべき情報を実際に管理する事業所名等を全て記入する。

備考3 担当は、監査等を担当する監査官の所属組織名を記入する。

備考4 (選択)※1は「認識番号」又は「契約番号」、(選択)※2は「認証年月日」又は「契約年月」のいずれかを記入する。

別記様式第2(第4項第2号関係)

文書番号  
発簡年月日

(要求元等)

殿

(防衛関連企業)

取扱者名簿の届出について

装備品等及び役務調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項別紙第5第2項第1号ア及びウの規定に基づき、下記契約に係る取扱者を指定したので、同特約条項別紙第5第2項エ及び装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保のための措置の細部事項について(装装保第4208号。令和5年3月14日)第4項第2号の規定に基づき、別添を添えて届け出ます。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号(年月日)
- 4 納期
- 5 監査対象事業所名等(所在地)
- 6 監査対象部門(所在地)
- 7 情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ実施手順の確認通知番号(年月日)

添付書類：(取扱者名簿)

別記様式第2の2(第4項第2号関係)

(記入後は、「個人情報」及び「注意」の表示を関係規則等に従って行う。)

取扱者名簿

番号	氏名 (フリガナ)	生年月日	住所	国籍	所属・役職	業務内容	備考

- ※ 氏名欄は、戸籍上の氏名を記載すること。フリガナは、必要に応じ欄を設けて記載しても差し支えない。
- ※ 生年月日欄は和暦標記を基本とする。なお、「S」・「H」等の標記は可とする。
- ※ 業務内容は、a：役員、b：営業、c：情報システム関係者、d：エンジニア(情報システム関係者を除く。)、e：その他、の記号で記載することを基本とするが、これにより難しい場合は、適宜の凡例を様式内に示すなどして記入すること。
- ※ 備考欄には、現在履行中の他の契約での取扱者として承認されている場合は、○及び当該調達要求番号を記載する(複数該当する場合は、契約期間が一番長いものを記載)。
- ※ 書ききれない場合は、備考欄のほか、欄外の余白部分又は別紙を用いて補足することは差し支えない。
- ※ 本名簿に記載された個人情報は、取扱者としての確認手続きにのみ使用し、目的外の利用を禁止する。

別記様式第2の3(第4項第5号関係)

取扱者名簿受領書			
殿			
受領 年 月 日			
下記契約に係る取扱者名簿を受領した。			
記			
1	調達要求番号		
2	契約品名		
3	取扱者名簿の届出日(文書番号、発簡番号等)		
受領者	所属	官職	氏名

別記様式第3 (第5項第1号関係)

保護すべき情報のリスト等

送付リスト	
殿  送達 令和 年 月 日 所属 官職 氏名	
名 称	数量等 (枚数、媒体数等)、 データの場合は容量等
備考	
受領書は至急返送されたい。	
----- 切 取 線 -----	
受領書	
殿  受領 令和 年 月 日	
名 称	数量等 (枚数、媒体数等)、 データの場合は容量等
受領者	
所属	職位 氏名

## 情報セキュリティ対策実施確認書

1 下請負者名又は開示先事業者名等

(1) 事業者名：

(2) 対象部門等名：

(3) 請負又は開示予定年月日：

(4) 業務の実施予定場所※：

※(下請負事業者又は開示先事業者の業務の実施予定場所を記入)

2 防衛省による情報セキュリティ実地監査の受査状況

※(本項目は該当無しの場合は省略可)

(1) 下請負者又は開示先事業者

ア 監査年月日：

イ 監査結果：

ウ 監査結果の文書番号及び年月日：

(2) 下請負者又は開示先事業者の業務実施場所を管理する事業者(2(1)の下請負者又は開示先事業者と同じ場合は省略可)

ア 監査年月日：

イ 監査結果：

ウ 監査結果の文書番号及び年月日：

3 下請負者又は開示先事業者に対する確認事項

番号	確認事項	評価	実施状況の確認方法 又は 未実施の理由
<b>情報セキュリティ基準</b>			
1	装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項に従い『情報セキュリティ基本方針（基本方針）』、『情報セキュリティ規則（規則）』、『情報セキュリティ実施手順（実施手順）』が作成されていること。		
2	『情報セキュリティ基本方針等』の作成・周知について ①定めた手順に従い、情報セキュリティ基本方針等の定期的な見直しを行っていること。（適切/有効/妥当性の維持） ②定めた手順に従い、情報セキュリティ基本方針等を作成・変更した場合は、経営者等の承認、取扱者への周知を適切に行っていること。 ③定めた手順に従い、情報セキュリティ実施手順を社外の者にみだりに公開しないよう適切に管理していること。		
3	組織のセキュリティについて ①定めた手順に従い、情報セキュリティ体制を構築するとともに各職責を明示化し、情報セキュリティ管理策が適切に実施されていること。 ②定めた手順に従い、保護すべき情報を取り扱う下請負者の防衛省への届出、下請負者の情報セキュリティの確保状況を確認していること。		
4	保護すべき情報の管理について ①定めた手順に従い、保護すべき情報の授受、作成、制作、複製（バックアップ含む）、閲覧、持ち出し、返却、提出、廃棄を実施するとともに関係記録を保管又は保存していること。 ②防衛関連の情報を公開する場合は、定めた手順に従い、保護すべき情報が含まれていないことを確認していること。		
5	情報セキュリティ教育及び訓練について ①定めた手順に従い、定期的及び必要な場合に教育及び訓練を実施し、取扱者の意識及び能力向上を行っていること。 ②同教育に関する計画、実施記録等を作成し、保管又は保存していること。		
6	物理的および環境的セキュリティについて 定めた手順に従い、物理的及び環境的セキュリティ管理策を実施していること。 （例：取扱施設等、入退室管理機器、保護システム、保管された保護すべき情報の指定、管理等）		
7	保護システムの管理策の運用ルールを定めていること。		

8	<p>情報セキュリティ事故等への対処及び対応について</p> <p>①情報セキュリティ事故等対処計画を定め、事故等発生時に適切な処置の実施と、報告要領等を明確化し、取扱者等に周知していること。</p> <p>②情報セキュリティ事故等対処計画に基づく事故等対処テストを定期的の実施し、その記録を保管又は保存していること。</p>		
9	<p>リスク査定について</p> <p>①リスク査定に関する手順を定め、保護すべき情報に関するリスクを特定、分析、評価を定期的の実施し、その結果を定められた者に周知していること。</p> <p>②リスク査定の分析結果、その対処に関する記録を保管又は保存していること。</p>		
10	<p>セキュリティ監査について</p> <p>①定めた手順に従い、セキュリティ監査を計画的に実施し、その結果を定められた者に周知し、改善等の適切な措置を行っていること。</p> <p>②セキュリティ監査の計画、結果等の文書を作成し、保管又は保存していること。</p>		
11	<p>防衛省が監査を実施する場合、防衛省の求めに応じ必要な協力（施設への立入り、監査官による書類の閲覧等）を行うこととされていること。</p>		
<b>システムセキュリティ実施要領</b>			
1	<p>システムセキュリティ実装計画について</p> <p>定めた手順に従い、『システムセキュリティ実装計画書』が作成、変更、承認、周知、及び保管又は保存されていること。</p>		
2	<p>構成管理について</p> <p>①定めた手順に従い、保護システムのベースライン構成設定を定め、設定されていること。</p> <p>②定めた手順に従い、保護システムの構成設定目録が適切に作成・変更され、構成設定に関する記録が適切に保管及び保存されていること。</p>		
3	<p>保護システムの基本的防御について</p> <p>①定めた手順に従い、保護システムの領域（範囲）が明確にされていること。</p> <p>②定めた手順に従い、保護システムの操作手順書が作成、変更、周知されていること。</p> <p>③定めた手順に従い、保護すべきデータが適切に暗号化されていること。</p> <p>④定めた手順に従い、暗号鍵の管理が適切に行われていること。</p> <p>⑤定めた手順に従い、保護システムへのソフトウェアインストール、アップデートが行われていること。</p> <p>⑥定めた手順に従い、保護システムにおけるアプリケーションの権限管理が適切に行われていること。</p> <p>⑦定めた手順に従い、仮想化システムに対して物理システム同様、各種管理策が取られていること。</p> <p>⑧定めた手順に従い、保護システムと外部システムとの接続及びその使用が制限されていること。</p>		

4	<p>アクセス制御について</p> <p>①定めた手順に従い、保護すべきデータ及び保護システムに対する物理的・論理的なアクセス制御が適切に行われていること。</p> <p>②定めた手順に従い、アカウント管理者が指定され、アカウント管理(設定、変更、削除等)が適切に行われていること。</p> <p>③定めた手順に従い、保護システムへのログオン管理が適切に行われていること。</p> <p>④定めた手順に従い、保護システムの通信セッション管理が適切に行われていること。</p> <p>⑤定めた手順に従い、保護システムへのリモートアクセスが適切に行われていること。特に、リモートアクセス時の通信経路が暗号化されていること。</p>		
5	<p>識別及び認証について</p> <p>定めた手順に従い、保護システムの識別及び認証が適切に行われていること。また、多要素認証が導入されていること。</p>		
6	<p>通信の制御について</p> <p>定めた手順に従い、モバイルコード、VoIP、オフィス機器等の通信機能の利用が適切に制限されていること。</p>		
7	<p>システム監視について</p> <p>定めた手順に従い、保護システムの内部及び外部境界に対する以下の項目の監視が適切に行われ、関連記録が適切に保管又は保存されていること。</p> <p>①不正な相手方又は方法等によるアクセス。</p> <p>②権限(管理者権限を含む。)の不正な使用。</p> <p>③内部及び外部との不正な通信。</p> <p>④悪意のあるコードの侵入。</p>		
8	<p>システムログについて</p> <p>定めた手順に従い、保護システムのシステムログが適切に取得、分析、保存又は保管されていること。</p>		
9	<p>脆弱性スキャンについて</p> <p>①定めた手順に従い、保護システムの脆弱性スキャンが適切に実施され、その分析結果に基づく措置が行われていること。</p> <p>②定めた手順に従い、脆弱性スキャンの実施に関する記録(脆弱性スキャンの分析結果等)が保管又は保存されていること。</p>		
10	<p>バックアップについて</p> <p>定めた手順に従い、保護システムのサーバ及びパソコンに保存している全ての保護すべきデータ及び保護システムにおけるシステムデータについて、定期的にバックアップが行われ、当該データが適切に管理されていること。</p>		

11	システムメンテナンスについて ①システムメンテナンス等計画が作成され、同計画に基づきシステムメンテナンスが適切に実施されていること。 ②定めた手順に従い、システムメンテナンスに係る記録が保管又は保存されていること。		
12	各種書類の作成・変更について、承認プロセスが定められ機能していること。		
13	保護システムの各種設定・設定変更について、承認プロセスが定められ機能していること。		
14	定めた手順に従い、各種書類・データ（記録文書データを含む）の保管・保存が適切に行われていること。また、必要がある場合は防衛省に提出していること。		
<p>確認年月日：令和      年      月      日</p> <p>確認者（企業名、所属、役職、氏名）： _____</p>		総合評価	【コメント】

注：未実施の理由については、実施する必要が無いと認められる合理的な理由を記すこと。

「評価」、「総合評価」の項目については、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ監査実施要領について（装装保第4210号。令和5年3月14日）別紙第1に準じて記載するものとする。

別記様式第5(第8項第1号関係)

文書番号  
発簡年月日

(契約担当官等)

殿

(防衛関連企業)

システムセキュリティ実装計画書の確認について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」付紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領」第2第5項の規定に基づき確認されたく届け出ます。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号(年月日)
- 4 納期
- 5 監査対象事業所等名(所在地)
- 6 監査対象部門(所在地)
- 7 情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ規則及び情報セキュリティ実施手順の確認通知番号(年月日)

添付書類：システムセキュリティ実装計画書

別記様式第6（第9項第1号関係）

文書番号  
発簡年月日

（契約担当官等）

殿

（防衛関連企業）

### 事業計画の確認について

下記契約に係る「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」第9条の規定に基づき事業計画書を確認されたく申請します。

### 記

- 1 調達要求番号
- 2 契約品名
- 3 認証番号又は契約番号(年月日)
- 4 納期
- 5 監査対象事業所等名(所在地)
- 6 監査対象部門(所在地)
- 7 自らが保有する設備等の改修に時間を要する等の理由
- 8 設備等の改修等、事業計画の完了見込時期

添付書類：事業計画書

別記様式第7(第9項第2号関係)

文書番号  
発簡年月日

防衛装備庁長官 殿

(契約担当官等)

事業計画の協議について(協議)

標記について、事業計画が契約相手方から提出され、これを妥当と認めたいので、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)第12項第2号の規定に基づき協議する。

添付書類:(事業計画)